

日本弁護士連合会第 58 回定期総会議事概要

2007 年 5 月 25 日（金） 於・東京都千代田区

日本弁護士連合会第 58 回定期総会は、2007 年 5 月 25 日（金）午後 0 時 30 分から、東京都千代田区のパレスホテルにおいて開催された。

出席者は、午後 1 時 30 分の時点で、本人出席 440 名、代理出席 5,368 名、会出席 50 名の合計 5,858 名であり、外国特別会員の出席は、本人出席 0 名、代理出席 4 名の合計 4 名であった。

総会は明賀英樹事務総長の司会で午後 0 時 30 分から始められ、まず、平山正剛会長が、議事規程第 2 条に基づき開会を宣言し、挨拶を述べた。平山会長から、いずれの課題も日弁連にとっては重大な課題となっているため、十分に審議してほしい旨の依頼があった。

続いて、正副議長の選任手続がなされた。

平山会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、井窪保彦会員（第一東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長 2 名を選出されたいとの動議が提出され、平山会長が動議を議場に諮ったところ、全会一致で可決された。

動議可決を受けて、平山会長は、議長に柳瀬康治会員（東京）、副議長に早稲田祐美子会員（第二東京）及び三好邦幸会員（大阪）をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

その後、議事規程第 5 条に基づき、平山会長から議案が提出された。

議長から議事録署名者として、伊井和彦会員（東京）、太田恒久会員（第一東京）及び行方美彦会員（第二東京）の 3 名が指名された。

議事に入る前に、副議長は、発言や採決に際しての注意事項等を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。

〔第1号議案〕 平成18年度会務報告の件

議長は、第1号議案「平成18年度会務報告の件」を議題に供した。

下河邊和彦副会長から、平成18年度会務報告書に基づき、次のとおり会務報告がなされた。

平成18年度の日弁連執行部は、昨年4月に就任した平山正剛会長の下、「調和のとれた公平・公正で納得性の高い品格のある社会づくりに全力を尽くす」を基本方針として、21世紀を平和と人権の世紀とすることができるようにと重要な様々な課題に取り組んできた。

昨年5月に岡山で開催された第57回定期総会では、「司法改革実行宣言 - 司法アクセスの更なる拡充と公的弁護対応態勢確立のために - 」、「出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること等を求める決議」、「弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）の立法化を阻止する決議」等が採択されたが、昨年12月にはグレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ貸金業法改正法が成立し、今年になってゲートキーパー立法に関して弁護士を法案の取引届出義務者の対象から削除させるという大きな成果を実現することができた。

昨年4月、日本司法支援センターが発足し、10月から民事法律扶助業務を引き継ぐとともに、コールセンター等での情報提供業務、国選弁護関連業務、過疎地における法律サービス、犯罪被害者支援等の業務が開始され、司法改革の成果がまた一つ現実のものとなった。

昨年10月、釧路市において開催された第49回人権擁護大会シンポジウムでは、「現代日本の貧困と生存権保障 - 多重債務者など生活困窮者支援と生活保護の現代的意義 - 」の第2分科会が開催され、翌日の人権擁護大会ではこの成果を踏まえて、貧困の連鎖を断ちきり、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議が満場一致で採択された。

昨年10月に一部の重大事件に限って開始された被疑者国選弁護制度は、2年後の2009年からは、年間約10万件と想定される必要的弁護事件に相当する事件にまで大幅に拡大される。日弁連では、この年度末の3月から全国の弁護士会との間の意見交換会第1次キャラバンをブロックごと to 実施し、年内にもさらに第2次キャラバンを実施することを予定している。

会務報告の後、会場から、意見を述べたい旨の発言があったが、議長は、

全ての議案が終了した後述べるよう求めた。

〔第2号議案〕 小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件

議長は、第2号議案「小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件」を議題に供し、以後の議案についても、決議案を含め朗読を省略したい旨を議場に諮ると異議がなく、朗読の省略が承認された。

また、議長は、質疑、討論を一括して行う旨を宣した。

渡辺光夫副会長から第2号議案について次のとおり趣旨説明がなされた。

要点は3つある。1つ目は、小規模弁護士会の定義に関し、所属会員数を70名から80名とすることと、会費免除を受けている会員を除外して実数でカウントするよう改正する点である。2つ目は、従来70名以下でも2つのランクを設け、40名以下の弁護士会には年額250万円の助成を、40名を超え70名以下の弁護士会には150万円を助成していたが、人数を10名ずつ増やし金額を50万ずつ増額し、50名以下の弁護士会に年額300万円、50名を超え80名以下の弁護士会には200万円を助成するものとしたという点である。それから、本制度及び本制度以外の小規模弁護士会に対する補助金等を合算した上限を400万円とし、合算から除外すべき補助金等をいくつも掲げていたが、ほとんど主要な補助金は除かれていたという現状がある。弁護士会に対する補助金の上限は、助成や補助というのはどうあるべきかという根本的な部分で議論がなされるべきであるから、当該規程を削除したい。第8条第2項について、削除漏れがあるので削除したい。

小規模弁護士会に対しての助成を今後も続け、増額をすべきではないかと考える点はいくつかある。弁護士の過疎・偏在対策や平成21年4月から本格的に始動する被疑者国選、新人弁護士の受け入れにおいて、小規模単位会には多大な負担をかけている。日弁連には120に近い委員会があるが、島根県弁護士会は70%の弁護士が日弁連の委員をしている。東京では8%である。平均13%であるが、50%以上となる弁護士会が5会ある。このような小規模の弁護士会に対しては日弁連を挙げて財政援助を行わなければならない。

議長は、質疑、討論を一括して行う旨を宣したが、質疑、討論を希望する者がいなかったため、質疑、討論を打ち切り、採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第2号議案は、圧倒的多数で可決された。

〔第3号議案〕平成18年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第3号議案「平成18年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、奈良道博平成18年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

平成18年度の全体の収支バランスについては、収入49億9,700万円、支出42億100万円、繰越金7億9,600万円であり、大幅に支出を削減し、単年度収支2億6,000万円の黒字となった。収入は、平成17年度に入るべき会費が手続の関係で18年度に入ったという特殊事情により、予算より1億4,500万円増加となった。支出について、予算より支出がオーバーした一部の科目については、昨年度の総会で承認を得た款内流用によって処理をし、いずれの款でも、予算の範囲内で支出が収まっている。

特別会計については、福利厚生基金の特別会計から3億円を一般会計に入れ、司法支援センター常勤弁護士の養成事務所に対する援助金の特別会計を設け、3億円をそのまま移した。また、会館特別会計について、大規模修繕の年にあたり、大規模修繕の積立金の特別基金の取り崩しを収入として計上し、大規模修繕工事費として1億5,300万円を支出した。

続いて、議長は、平成18年度監事に監査報告を求め、小林芳男平成18年度監事から次のとおり監査報告が行われた。

5名の監事にて帳簿処理並びに証憑書類を十分検査し、その他必要と認めた事項について説明を求めて監査した結果、18年度に属する一般会計、特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認められ、適正であると認められる。

議長は、第3号議案の質疑、討論を一括して受けることを議場に諮ると異議がなかったため、質疑、討論を一括して受けることを宣した。

中本源太郎会員（東京）「裁判員制度推進のために支出がなされていることについて、裁判員制度は、非常に問題がある制度だと思っているが、日弁連は、問題があるという指摘や反対をしたのか、しなかったのならなぜか。

裁判員の辞退事由についてのパブコメで、日弁連は、思想・信条を理由とす

る辞退を認めるべきではないという意見を述べたようだが、憲法に反しないか。

広告に関して、『裁判に対する信頼が一層増加する。』『犯罪がどのようにして起こるのか、考えるきっかけにする。』『昨日とは違う自分に出会う』などというコピーであったが、冤罪が数多く生まれてきたことを是正する、というのがない。日弁連は、裁判員制度をこのようなものとしてとらえているのか。裁判員制度実施本部は、広報で弁護人を間拔けに描いている、と記載された記事などがある。日弁連は裁判員がもつ、矛盾、問題点を指摘しないで推進していいのか。」

細田初男副会長「決算についての議案であって、裁判員制度の是非についての議案ではないが、裁判員制度は法制化され、日弁連は推進する立場であり、そこに向けての努力を本年度も続けて参りたいと考えている。」

鈴木達夫会員（第二東京）「今の質問は、2,400万円を何に、どのような趣旨で使ったのか、という質問であると思う。例えば、仲間由紀恵の三者のポスターの広告は、どういう趣旨でどういうふうに日弁連としてはお金を出していったのか、という具体的なことを求めているので回答すべきである。」

奈良平成 18 年度経理委員長「具体的な支出関係について答える。今指摘のポスターの点は、日弁連としては支出していない。」

鈴木会員（第二東京）「お金は出さずに、最高裁と法務省という権力に対して、名前だけ貸した、というのは問題ではないのか。」

奈良平成 18 年度経理委員長「ご意見として受け止めさせて頂く。」

中本会員（東京）「決算というのは、金をいかなる目的で有効に使ったのかということについて説明責任があると思う。例えば、国民を虚偽の内容で誘導するような漫画を作って推進するようなことにお金を使っていいのか、と聞いている。大切な予算をなぜ部分判決制度の問題につぎ込まないのか。（議長が「執行部の裁判員制度に対する姿勢を問うというのは、決算についての質問ではない。従って、広告にどのように使われたのかという質問として受けてい。」としたのに対し、) お金が有効に使われたのかどうかを聞いている。では、700 いくら、何に使われたのか。」

加毛修副会長「一つ一つの予算の使われ方について、監事から適正であると

いう意見を基本に考えてほしい。予算を確定した段階で、各委員会が具体的な予算実行案を執行部に挙げることになっており、予算の使われ方を適正に監視し実行している。」

小川修会員（埼玉）「裁判員制度は看過できない欠点がたくさんある。取調べの可視化が全然進んでいない状況で推進してよいのか。漫画やドラマではよい点と思われるところばかり出ている。欠点についてどんなお金を使ったのか。」

細田副会長「裁判員制度についていろいろ意見があるのは承知している。意見として受け止めて、今後の執行に役立てていきたい。決算の議案なのでこの程度としたい。」

齋藤拓生会員（仙台）「福利厚生基金特別会計から司法支援センター常勤弁護士養成基金特別会計へ3億円振り替えた点について、福利厚生基金特別会計というのはどういう趣旨、目的の特別会計なのか。振り替えたことが趣旨、目的からして適合性・整合性があるのか。3億円の算定の根拠は何か。」

奈良平成18年度経理委員長「福利厚生基金特別会計というのは、保険手数料事務費として保険会社からバックされる金額であり、対応する支出が予定されていないものである。手続としては、理事会の承認を得て、総会において予算案の承認として決裁を得る。特別会計からどのような支出をすべきかするべきでないかは今後の日弁連経理全体の問題であるが、本件は、昨年総会で承認を得、それに基づいて執行している。3億円の算定根拠は、1事務所100万円の補助として、300事務所に養成をお願いするためである。」

中本会員（東京）「決算報告について質問された場合に、何に使われたのか細かく説明できるよう、来年度以降、準備されたい。裁判員制度の問題点はあちこちから噴出している。裁判員制度は国民運動から起きてきたものではなく、国民は問題点を見抜いて冷やかに見ている。日弁連は、裁判員制度推進についてもう一度議論をし直すべきである。広報について、実態をそのまま国民に訴えるという予算の使い方をしてほしい。」

議長は、質疑、討論を終結し、採決に入る旨を議場に諮り、賛成多数により承認され、質疑、討論を終局して採決に入る旨を宣した。

採決の結果，第3号議案は，賛成多数により承認可決された。

〔第4号議案〕平成19年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

〔第5号議案〕平成20年度（一般会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は，第4号議案「平成19年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」，第5号議案「平成20年度（一般会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供し，審議は一括して行うが採決は個別に行うことを宣した。

加毛副会長から，第4号議案「平成19年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」，第5号議案「平成20年度（一般会計）4・5月分暫定予算議決の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

議案の説明の前に1か所訂正させて頂きたい。第3・4・5号議案の議案書30ページのひまわり基金会計支出の部について，1枚訂正したペーパーを入れている。支出の部第5款と10款について，支出の部10款の弁護士定着支援等活動費を削除し，同科目に計上されていまして平成19年度予算額4,500万円を5款の弁護士定着支援貸付金支出の科目に計上させていただきたい。予算作成する上での手続上の単純ミスであり，この両者の科目は全く同一で，従前どおりの科目にしたがって予算計上をさせていただいた。

本予算案は，本年5月1日の理事会で承認されている。本年度の予算編成の基本方針は，会務運営を効率的に行い，かつ健全財政を維持することという従前からの日弁連の予算編成方針を踏襲している。本年度特に予算編成に重点を置いた事項は，日本司法支援センターの活動を支えるための取り組み及び司法改革諸問題について，全会的な取り組みを推進させることである。詳細は本予算案の67ページ以下をご参照されたい。

予算規模の概要だが，本年度の総収入の予算の合計額は41億6,749万円，前年度繰越金7億9,674万円を加算した総額は49億6,423万円であり，本年度の支出の合計額は47億7,772万円，次年度繰越金は1億8,650万円の見込みである。

会費収入については，1か月1万4,000円を基準として例年どおりの計算方法で算出し，登録料については，修習終了者3万円，それ以外の一般あるいは外国弁護士などは6万円を計算している。事業は，前年度の予算額を踏襲している。本年度は，他会計からの繰り入れはない。

支出の部について，会議費の予算額は2億9,950万円である。本年度は，役員協議会関係費として9,000万円を予算計上しているが，この費用の主なもの

のはワーキンググループに関する諸費用であり，本年度は特に留置施設視察委員会及び刑事施設視察委員会関係の経費もここに計上し，政治情勢などに応じて臨機応変に対応するために必要な予算である。

委員会費の合計について，支出の部2款，合計額は9億6,910万円で昨年度決算額として約3億円増額となっている。事業費について，本年度は人権大会，司法シンポ及び業革シンポに必要な予算を計上し，研修事業費としてその重要性に鑑み1億4,000万円を計上するなどした。

特別会計について，会館特別会計で繰越金が本年度は約30億円強になる予定であるが，今会館運営委員会で今後20年間の諸費用，修繕費及び維持管理費などを計算していただいているが，決して予断を許せる状況ではない。

当番弁護士等緊急財政基金については，特別会計で会員1人あたり4,200円の会費を徴収しており，この金額が基本的な繰入金となり，特別会費としての収入源となっている。本年度は，法律援助基金会計から2億7,500万円を繰り入れることにより，本年度の赤字を解消するというようにしている。

法律援助基金は新しく創設された特別会計の一つである。寄付金について8億円を予算計上しているが，そのうち6億円は法律扶助協会残余財産委譲金であり，この金額は確定した金額ではないが少なくともこの6億円を下回ることはないだろうと予測している。それから贖罪寄付金については，従前は法律扶助協会が贖罪寄付を受けていたが，本年度から単位弁護士会が贖罪の寄付金を募り，その半分を日本弁護士連合会が取得する。予想金額として2億円を計上しているが例年5億，6億の贖罪寄付金があったと聞いているのでこの金額も増額になる可能性もある。それから，一般会計から1億円を繰り入れている。

次に，第5号議案の平成20年度4・5月分暫定予算案について，例年，本年度の予算の12分の2，すなわち12か月のうち2か月分を計上することになっているので，本年度もそれを踏襲した。

会計規則第6条によれば，予算の同一款内の科目の流用について，総会の決議で承認を得ることができるということになっているため，この点についてもご承認をいただきたい。

以上のとおり，執行部は，健全財政の維持と本年度の重要課題に取り組むための予算を編成した。

議長は，質疑に入る旨を宣した。

齊藤芳朗会員（福岡県）「委託事務費の内訳について，自主事業を法テラスに移管した後の事務員の人件費は，法テラスが負担することでよいか。単位

会に負担を求められることはないか。当番弁護士とか自主事業について、日弁連としてどういう財源を考えているのか。」

山田庸男副会長 「法テラスに事務委託をするので、日弁連が人件費を負担して、法テラスが人の手当をする。5,710万円の事務委託費に人件費も含まれているので、予算で承認を得たら、各单位会に負担をお願いすることはない。当番弁護について、今年度は繰り入れをしたので収支はバランスがとれるが、20年度、21年度について単年度で黒字を確保するのは困難である。特別会費を財源にしているが、合計額以上に支出が多くなる予定である。今後はできるだけ贖罪寄付が弁護士会に集まるよう会員をお願いしたい。なお、22年度以降についてはバランスよく健全な単年度会計を維持できるのではないかと見積もっている。」

小川会員（埼玉）「センターに委託する委託事務費が多すぎるのではないか。後でセンターの方から、どういうふうにくら使ったという報告が来るのか。」

山田副会長 「報告は来る。単位会によっては、今の人件費でまかなえるところもあるかもしれないが、6か月だけ援助事業を支えてもらいたいと単位会に無理をお願いしているところでもある。将来は委託ではなく本来事業化したいという願いがこもっている。」

小川会員（埼玉）「事務取扱補助費ということでこんなにかかるわけがないのではないかと、と言っている。この費用は少年事件の謄写費用などには使えないのだろう。そうすると、埼玉では事務費としてはかかっていないから返すことになるのか。」

山田副会長 「(謄写費用に使えないというのは) おっしゃるとおり。決算のとき、どのような取扱いにするかは個別に相談させていただきたい。日弁連としては、理事会において、援助事業を単位会で行うのであれば事務費の補助が必要であるとの指摘を受けて、事務委託の補助費を日弁連から支援することで理事会の承認を得た。実際にかかっていない場合の取扱いについては、各单位会から申出があれば、それについて検討したい。」

小川会員（埼玉）「センターから、どういう科目にくら使ったか報告してもらいたい。司法支援センターと契約していない弁護士が行えないことは理

事会で再考してもらいたい。」

濱田広道会員（東京）「予算の収入について、本年度も月額会費1万4,000円を前提に収入を予定しているが、東京弁護士会の有志で作る団体で、60期以降の会員については会費の減免を考えるべきではないかという日弁連宛の意見書を提出した。意見書はごらんいただいたか。今年度中に何らかの対応をするのか。」

加毛副会長「意見書は拝見した。傾聴に値する点もある。検討課題として認識している。諸問題も多々あるので、将来どうするかはこの場では回答できない。」

新穂正俊会員（埼玉）「4月いっぱい法律援助事業について、単位会から問題点が投げかけられたか。」

山田副会長「事業を実施する上での細かい問い合わせはかなりの件数が来ているが、法律援助事業を単位会で半年間実施することについての根本的な質問はない。」

新穂会員（埼玉）「今回各単位会で援助事業を実施していて、運用自体が困難という話はないようである。それでもさらに10月からセンターに1億2,000万円くらい払って委託をする必要があるのか。」

山田副会長「この場は19年度予算案の審議の場であり、委託の正当性を改めて議論するのはふさわしくないというのが前提であるが、委託については、昨年12月7日の臨時総会で規則が制定され、今年2月の理事会で委託の決議をし、会員の総意に基づいて委託をしている。19年度からは、できるだけ全国展開を図って件数を増加し、いずれは本来事業化して国費でまかなわれるべきものだという運動の一環として委託をしているということを確認したい。」

新穂会員（埼玉）「合計1億2,000万支出する。その支出が妥当かどうか判断するために質問しているのである。日弁連で大規模な組織変更が必要だというのはしたのか。司法支援センターに委託すれば、本来事業になるかのようにいわれているが、本来事業にするのはなかなか難しいのではないか。本当に、本来事業になると思っているのか。」

山田副会長 「本来事業化については， 刑事当番が被疑者支援， 弁護事業として実を結んでいるし， 法律相談にしても同じである。 法律援助事業を拡大することによって本来事業化するために努力するという方向性は間違っていない。 実現は， 執行部の役割であり， 各弁護士の理解がないと難しい問題である。」

大国和江会員（広島） 「執行部は委員会費を決定するとき， 何を基準に判断しているのか。 本予算では， 家事法制委員会など， 昨年度の予算の執行がオーバーしている委員会について横並びで少ししか増額されていない。 一方で， 裁判員制度実施本部や法科大学院センターなどは， 昨年度の決算の金額が予算の金額を大幅に下回っているにもかかわらず， 今年度の予算では大きな金額が計上されている。 これは， 委員会の活動内容を具体的に評価していないのではないか。」

加毛副会長 「執行部では， 過去3年間の実績， 委員会から上がってくる企画書を勘案し， 予算案を作っている。 それで不足である場合には， 復活折衝という制度によって， 委員会の委員長等と執行部の方が協議し， 適正な金額を決めることとなっている。 今回は家事法制委員会からは復活折衝の要請がなかったが， 次年度からは， 不足があるならば復活折衝の手続をとっていただきたい。」

その後， 議長が， 質疑を終結し討論に入ることを議場に諮ったところ， 賛成多数により承認されたので， 議長は， 質疑を終了して討論に入る旨宣した。

高山俊吉会員（東京） 「予算案に反対である。 本予算は， 改憲の作業が始まる危険性の高いこの時期に， 憲法を守る闘いをバックアップする予算となっていない。 関係する予算としては憲法委員会の 1,800 万円の予算があるが， これは会員1人 800 円にすぎない。 日弁連は， 憲法を守るための対策本部のようなものもつくっていないし， 国民投票法の上程を阻止する行動もしていない。 会員は多額の会費を払っているのであるから， 日弁連としては憲法を守るための行動にもっと予算を充てるべきである。」

遠藤憲一会員（東京） 「予算案に反対である。 本予算では， 犯罪被害者支援委員会の予算だけが出ており， 犯罪被害者の刑事手続参加に対する反対運動について予算がつけられていない。 しかし， 現在審議されている刑事訴訟法改

正案は、被害者による尋問、求刑を含んだ意見陳述、附帯私訴などについて問題がある。にもかかわらず、同法案に対する反対決議は、本日の決議事項にもなっていない。被告人の権利が抑圧され、被害者の権利が急膨張してきた流れは、適正手続よりも治安強化を上位に置く流れであり、大きな意味で戦争と改憲の流れである。大きく言うと三つの大きな問題がある。第1に、被害者の問題が国家の治安意識の高揚、警備体制の強化に利用されているということである。第2に、犯罪は貧困、リストラ、差別、抑圧等の社会の矛盾に起因するものであるにもかかわらず、それらの点を隠し、犯罪をすべて被疑者、被告人に押しつけ、被疑者、被告人の防御権、弁護活動を抑圧する根拠とされていることである。第3に、被害者に対する国の社会政策の貧困さを隠していることである。犯罪被害者の刑事手続参加拡大の動きは、被疑者、被告人の人権を抑圧し、治安強化の目的のもとに意識的になされているのに、日弁連は被害者支援委員会の予算だけを計上している。しかし、犯人の重罰化、治安意識高揚ということ掲げた被害者の刑事手続参加制度に断固反対するためにこそ予算を計上すべきである。」

今井勝会員（東京）「予算案に賛成である。予算の当否を論じるに当たっては、日弁連が直面している問題は何か重要で、その点に重点的に予算を配分すべきである。司法制度改革、法テラス問題はまだ事業の途中であり、憲法問題、法曹人口拡大問題、研修の問題、環境、国際化時代への対応はいずれも今後5年かかる課題だと会長も述べている。その点、予算の継続性、継続事業をどうするのかという観点から見れば、この予算は極めて説得力のある予算である。法テラスの本来事業からこぼれた事業は日弁連が責任を持ってやらなければいけないし、法テラスを支える弁護士の育成もしなければならず、これらにも予算をつける必要がある。また弁護士過疎対策、偏在対策も弁護士会の責任である。本予算は、これらに対する対処がきちんとできている。各論としては、いろいろな特別委員会費として合計7億2,200万円が計上されており、さらに予備費として1億円がある。これによって、各種司法改革、憲法問題、弁護士業務基盤の改善、拡充などの課題に対処できる。本予算は、日弁連が直面している問題に対して明確な目的意識を持って、問題の箇所予算を重点的に配分しつつ、なお、黒字予算を組んでいるので高く評価できる。」

新穂会員（埼玉）「先ほどの副会長の答弁であるが、私は、独立行政法人でやれば本来事業にはなりえないが、弁護士会が頑張ればなりうると言っているのであって、趣旨が違う。本論に入ると、私は、法律援助事業会計での支

出の内容について反対である。本予算案では、法律援助事業の支援センターへの委託に1億2,000万円前後の予算が計上されている。執行部は、前回の総会で、日弁連や弁護士会が法律援助事業を行うことは極めて難しいから支援センターに委託すると説明していたが、実際には、今年4月から各弁護士会が問題なく事業を運営している。被疑者援助等で弁護士の報酬が減額されているが、支援センターに事業を委託しなければその分1億2,000万円前後の費用が浮き、それを弁護士報酬の増額や謄写費用に充てることが可能である。支援センターに委託することで支出される無駄な資金を会員のために有効に使うためにも、支援センターへ法律援助事業の費用を払うことには反対であり、その意味で本予算案に反対である。」

その後、小林七郎会員（東京）から討論終結の動議が提出された。議長が出席会員に諮ったところ20名以上の会員の賛成があったので動議が成立し、引き続き動議の採決が行われた結果、賛成多数により動議は可決された。これによって討論は終結され、議案の採決に入った。

採決は、第4号議案、第5号議案個別に行われたが、いずれも賛成多数により可決された。

その後、会員の出欠状況について、三好副議長から、午後1時30分現在の出席者数の報告があった（出席者数については前記のとおり）。

〔第6号議案〕資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任の件

第6号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任の件」の審議に入った。

吉成昌之副会長から、第6号議案について、「資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会及び綱紀審査会の委員及び予備委員については総会で選任することとなっているが、これらの委員の全部又は一部が今年の10月31日又は来年の3月31日に任期満了を迎えるため、これらの委員の選任及びこれらの委員が欠けた場合の委員の選任について理事会の方に御一任いただきたい。」との趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、会員の賛成多数を得たことから、直ちに採決に入ったところ、第6号議案は賛成多数により可決された。

〔第7号議案〕 会則中一部改正の件

第7号議案 「会則中一部改正の件」 の審議に入った。

加毛副会長から、第7号議案について、「現行会則第77条の2では、司法事務等に関し官公署に建議し、あるいは諮問に対し答申する場合には、司法制度調査会の議を必ず経なければいけないこととなっている。しかし、最近は立法も数が増え、議案も専門化してきた。また法案が提案されてから成立までの時間が非常に短くなっている。一方、日弁連内には専門的な委員会がたくさんできており、司法制度調査会の議を経なくても日弁連の意見をまとめることに支障はない。そこで、会長が必要と認めたものについて、司法制度調査会に諮問して意見を求めるようにし、それによって司法制度調査会の本来果たすべき機能を十分に果たせるようにしたい。」との趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、会員の賛成多数を得たことから、直ちに採決に入ったところ、第7号議案は出席者の3分の2以上の賛成により可決された。

〔第8号議案〕 会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件

第8号議案 「会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件」 についての審議に入った。

加毛副会長から、第8号議案について、「本規程の改正のポイントは3点である。第1は、会長選挙規程に関し、選挙公報を投票日の15日前までに発送するとの規定を12日前までに改めること、第2は、選挙公報を当連合会のホームページに掲載できるようにすること、第3は、選挙郵便はがきに限り、証印制度を廃止することである。現行の規程では、選挙公報の原稿提出から選挙公報の発送期限までの期間が短すぎる。会員数の大幅な増加に対応し、事務的な困難さを克服するため、発送期限を投票日の15日前から12日前に改正したい。2点目については、現在多くの会員が当連合会のホームページにアクセスできることから、選挙公報を当連合会の会員専用ホームページに掲載することを可能としたい。ただし、選挙の有効要件は、選挙公報の期限内発送であり、ホームページ掲載は有効要件ではない。3点目については、本会規第56条第3項では、郵便はがきに証印を受けなければならないとされているが、会員数の大幅な増加に伴い事務量が大幅に増大しているため、事務作業の負担を

大幅に減らすことを目的とするものである。その他は、規定漏れや誤記の修正である。」との趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、会員の賛成多数を得たことから、直ちに採決に入ったところ、第8号議案は賛成多数により可決された。

〔第9号議案〕 懲戒処分の公告及び公表等に関する規程（会規第60号）中一部改正の件

〔第10号議案〕 外国法事務弁護士の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程（会規第67号）中一部改正の件

第9号議案「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程（会規第60号）中一部改正の件」、第10号議案「外国法事務弁護士の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程（会規第67号）中一部改正の件」の審議に入った。

両議案は改正の趣旨が同じであることから、議長から、質疑、討論は一括して行い、採決は個別に行う旨の提案がなされたところ、会員の多数の賛成を得たので、同方式により質疑、討論及び採決が行われることとなった。

吉成副会長から、第9号議案、第10号議案について、「現在は、会規上、懲戒処分については、弁護士及び外国法事務弁護士について、その自宅住所あるいは国内の住所を『自由と正義』に記載することとなっている。しかし、官報公告では自宅住所等は記載されず、また会員名簿でも自宅住所は記載されていないし、個人情報保護の点からも自宅住所までは記載する必要がないものと考え、本改正を提案した。」との趣旨説明がなされた。

引き続き、質疑、討論に入ったが、質疑、討論がなかったため、第9号議案、第10号議案それぞれ個別に裁決を行ったところ、いずれも賛成多数により可決された。

〔第11号議案〕 第59回定期総会開催地決定の件

第11号議案「第59回定期総会開催地決定の件」の審議に入った。

山田副会長から、「次年度の第59回定期総会の開催地を大阪府とすることを

提案する。昨年9月に大阪弁護士会は14階建てのガラス張りの立派な新会館を建設したので、開催場所は新会館の2階大会議場を予定している。」との提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、会員の賛成多数を得たことから、直ちに採決に入ったところ、第11号議案は満場一致により可決された。

〔第12号議案〕 宣言・決議の件

第12号議案「宣言・決議の件」の審議に入った。

まず、「取調べの可視化（録画・録音）を求める決議案」が議題に供された。

加毛副会長から、同決議案について、「本決議案は、国に対し、裁判員制度の実施を目前に控え、速やかに、被疑者取調べの全過程を録画・録音し、これを欠くときは、証拠能力を否定する法律を整備すること、検事総長、警察庁長官に対し、上記の法制化がなされるまでの間、各捜査機関の捜査実務において、被疑者又は弁護人が求めたときは、即時に被疑者取調べ全過程の録画・録音を実施することを求めるものである。日本の捜査手続において抜本的に解決されなければならない問題は、代用監獄の廃止、人質司法の打破、被疑者の取調べの全過程の可視化である。本決議案は、我が国の密室での取調べが抱えている本質的かつ致命的な欠陥を改革するため、及び裁判員制度の施行に伴い市民にわかりやすい刑事裁判手続を実施するため、被疑者の取調べの全過程の可視化を求める決議案である。目的は、違法不当な取調べによる虚偽の自白を防止し、冤罪をなくすことに尽きる。我が国では、最近でも、富山県下の強姦等の事件、志布志事件、北方事件等、誤判、冤罪が後を絶たない。

さらに、国連拷問禁止委員会も、『警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、電子的記録、ビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス、弁護人の取調べ立会いといった方法で体系的に監視され、記録は刑事裁判で利用可能とすべきである。』と勧告している。しかし、最高検は、試行的に一部取調べの録画、録音を実施することとしたが、その対象は検察官の裁量に委ねられており、また警察庁は、取調べの可視化に強く反対し、日弁連との協議の土俵にすら応じてきていない。こういう点を踏まえて本決議案を提案するものである。」との提案理由の説明がなされた。

続いて、質疑に入った。

西村正治会員（第二東京）「国連拷問禁止委員会の勧告では、日本政府に対し、取調べのビデオ録画とともに、弁護人の取調べ立会権も要求している。以前は、日弁連も、自由権規約委員会の第3回政府報告に対するカウンターレポート等で取調べへの弁護人の立会権を明確に主張してきた。ところが、今回の決議案では弁護人の立会権の問題に全く触れていない。これでは、国連の水準から後退した要求しかしないということを表してしまうのではないか。決議案を一部修正して、取調べへの弁護人の立会いも求めた内容で出し直すつもりはないか。」

加毛副会長「趣旨はよく理解できる。拷問禁止委員会の勧告に対しては、5月22日付でその趣旨の会長声明を出している。本決議案は、裁判員制度を目前に控え、国民にわかりやすい裁判ということの一つの柱として、取調べの可視化に焦点を絞った決議案としたものであるので、ご理解いただきたい。」

小川会員（埼玉）「この決議案は、読み方によれば、逮捕、勾留された被疑者に取調べ受忍義務があることを前提としているようにも読める。そこで、取調べ受忍義務に関する執行部の認識はどうか、お尋ねしたい。」

田中敏夫取調べの可視化実現本部本部長代行「私どもは取調べ受忍義務があるという考え方に立っているわけではない。私どもの考えているのは、任意の取調べであっても、冤罪防止のためには、全過程を可視化しなければならないという趣旨である。」

その後、質疑を終え、討論に入った。

高野嘉雄会員（奈良）「取調べの可視化に関する情勢は必ずしも楽観的ではない。検察庁は、録画・録音の試行を行っているが、このようなやり方は、我々の可視化実現要求の闘いを曖昧にしてしまう危険性がある。我々が求めているのは、取調べの全過程の録画、録音である。密室で、人格の尊厳を侵すような取調べが現に行われており、これを放置しては日本の司法の健全化はあり得ない。検察庁の可視化実現に対する抵抗は非常に強いということを再認識しなくてはならない。志布志事件は単なる冤罪ではなく、権力犯罪である。このような権力犯罪を防止するためにはどうしたらよいのか、そのためには取

調べの可視化が必要であるということ意識して、日弁連は運動を展開してほしい。もう一つ、立法化活動は、現場の我々の捜査弁護活動、公判弁護活動の中でしか実現しない。そのことを一人ひとりの弁護士が心に刻んで捜査の現場の中で可視化実現の運動を展開してほしい。そういう趣旨で、今回の決議案に賛成する。」

その後、討論を終結し、採決に入ったところ、賛成多数で「取調べの可視化（録画・録音）を求める決議案」は可決された。

続いて、「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議案」が議題に供された。

渡辺副会長から、同決議案について、「日弁連は、5年前の第53回定期総会で『ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議』をしている。同決議では、日弁連における男女共同参画社会の実現をめざすということを決議しているが、それから5年経過した今日まで、具体的な取り組みがおろそかになってきたのではないと思われる。現在の日弁連には、十数%の女性会員がいるが、日弁連の政策決定過程に女性の参画の機会を保障していくべきである。そのような趣旨で、決議案を満場一致で成立させて、男女共同参画推進本部を立ち上げ、施策を実現していきたい。」と提案理由の説明がなされた。

その後、質疑がなかったので討論に入った。

熱田雅夫会員（島根県）「決議案に賛成である。島根県弁護士会は、既に、産前産後の女性会員について、常議員会の議を経なくても会費を免除する旨の会則を制定している。また、本年度は託児所、保育所等との連携も含めた具体的施策をとっていくことを会務方針に定めた。島根県弁護士会がこのような施策をとる理由は、社会が女性弁護士を必要としていること、女性会員が増えることで会務活動が活発になること、人口の半数を占める女性がもっと弁護士になって島根県弁護士会に登録してほしいと考えていることである。そのような意味で、本決議案に賛成する。」

杉井静子会員（第二東京）「私も本決議案に賛成である。女性弁護士の活躍はめざましく、数も増えたが、弁護士会の政策方針決定過程に携わる会長、副会長、委員長等への参画はまだ少数にとどまっている。社会の半数は女性

であるから、女性の人権を擁護し、女性の司法へのアクセス障害を取り除くためにも、弁護士会の政策方針決定過程に女性会員の参画を拡大することが大事である。それを社会にアピールすることは弁護士会あるいは日弁連に対する国民の信頼を高めることになる。本決議案は単に宣言にとどまらず、男女共同参画施策基本大綱を具体化し、推進する決意を述べている。また、大綱では、男女共同参画推進本部の設置を決めているほか、政策方針決定過程への女性の割合の目標も政府目標である30%程度を踏まえてということになっている。男女共同参画については男性の中に漠然とした脅威を感じている人もいないかもしれないが、両性があらゆる分野に共同参画することは、今まで気付かなかった視点で物事を見つめ直すことになる。」

続いて、採決に入ったところ、賛成多数で「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議案」は可決された。

次に、第1号議案「平成18年度会務報告」についての質疑が行われた。

武内更一会員（東京）「執行部の調査によれば、今度の秋には500人もの弁護士希望者が弁護士事務所で受け入れてもらえる可能性がないかもしれないことである。執行部は3,000人までの増員は容認し、それ以上の増員は反対であるとの姿勢を貫いている。しかし、3,000人をこのまま続けた場合、弁護士はすごい倍率で増えていく。せっかく弁護士になろうとした意欲のある人たちの行き場がなくなる。そういうことについての総括が昨年度の会務報告には全くない。この点についてどう総括するのかを会員に表明すべきである。日弁連が配布したペーパーでは、ノキ弁として事務所に置いてやってくれと書いてある。ノキ弁という言い方は新人弁護士への冒瀆であるが、それを日弁連が公の文書にした。とんでもない事態である。このような事態を招いた責任者は、久保井さんと平山会長である。弁護士も生きていかなければならないが、この事態について平山会長はどう責任をとるのか。3,000人などという数字は絶対に無理であるので、3,000人という数字を白紙撤回する以外に道はない。そして、弁護士にどういう仕事があるのか検証してから何人増員するのかを決めるべきである。弁護士人口の激増により、低レベルな弁護士が急増しており、司法制度改革は既に失敗していると言わざるを得ないとの雑誌記事もある。久保井さんと平山会長は、責任を持って激増計画を改めてほしい。激増計画絶対反対、撤回を求める運動をする。もしそれができないなら、2000年11月の総会決議で執行部決議案に賛成した人たちは、弁護士バッジをはずしてほしい。その人たちの顧問会社や依頼人を弁護士紹介センターに投入することで新人弁

護士に仕事を分けてやってほしい。」

森川文人会員（第二東京）「憲法問題に関して国民投票法が成立した。従前、日弁連、単位会及び各弁護士が反対運動を展開して、その問題点がマスメディアでも取り上げられるようになってはきていた。しかし、この法案が成立してしまった現状において、日弁連はどういうことをやっていくのか。その点について会務報告では謳われていない。国民投票法については、単位会から決議も出て、大きな声が盛り上がってきている。しかし、日弁連の動きは鈍い。法案が通ってしまったからといって何もしないのではなく、きちっとした取り組みをしてほしいし、そのような会務報告をしてほしい。」

以上をもって、すべての議案の審議を終了し、最後に平山会長から、挨拶があった後、第58回定期総会は閉会した。

以上

（日弁連調査室囑託 齋藤 美幸・菊池 秀）